森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道

1　森林環境税及び森林環境譲与税の創設

”森林環境税”は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国税として令和元年度より創設されました。

国民から森林環境税が賦課徴収されるのは令和6(2024)年度からですが、都道府県及び市町村には地方公共団体金融機構の準備金を使って令和元年度より森林環境譲与税が交付されることとなりました。森林現場の課題に早期に対応する観点からです。

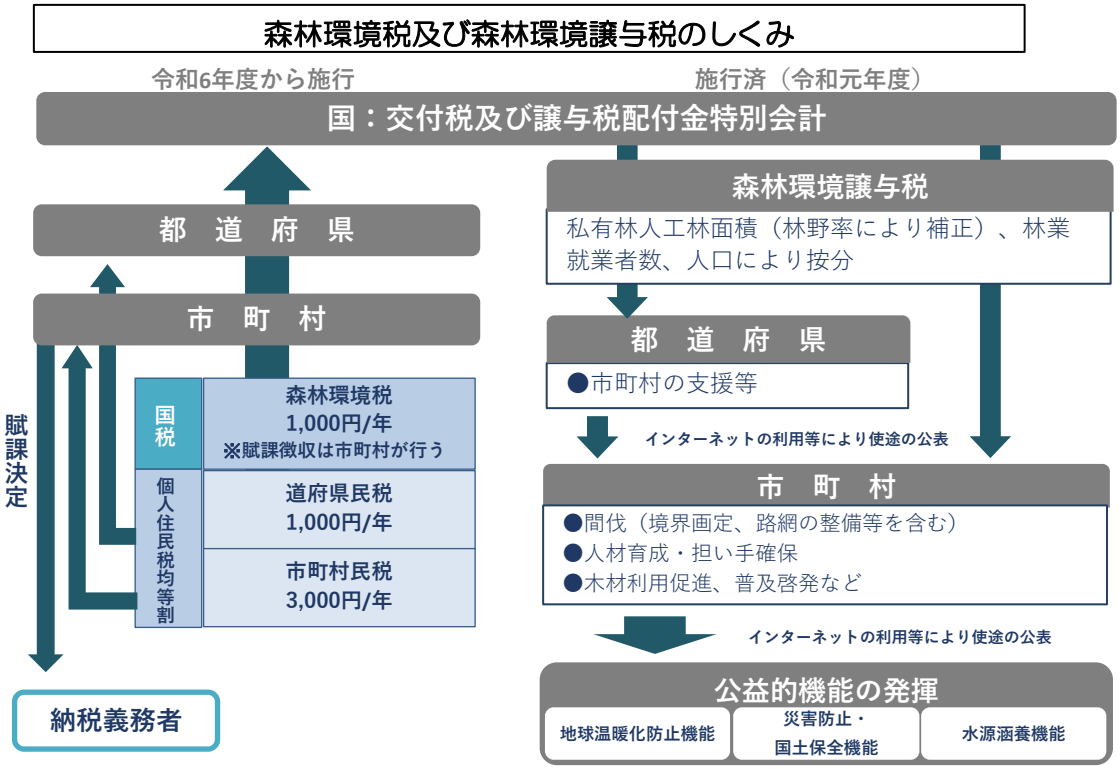

2　森林環境譲与税の使い道

多摩市では、公共施設における木材利用促進などに活用しており、令和3年度は、リニューアルオープンしたパルテノン多摩に国産材を用いた造作家具を設置するなどして活用しました。令和4年度は活用事業がなかったため、今後の活用に備えて、全額を「みどりと地球温暖化等対策基金」に積み立てました。

単位：千円

年度	森林環境譲与税歳入額	事業充当額	使途	基金積立額
令和元年度	5,534	0	みどりの基金へ積立て	5,534
令和2年度	11,762	0	みどりの基金へ積立て	11,762
令和3年度	11,820	11,820	複合文化施設等大規模改修事業	0
令和4年度	15,804	0	みどりと地球温暖化等対策基金（※）へ積立て	15,804

※令和4年4月に「みどりの基金」から名称を変更しました。